

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則 平成21年4月1日 21 経教 規則第11号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(雇用期間)</p> <p>第3条 教育職員の雇用期間は、<u>採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第4条 教育職員の雇用契約は、<u>勤務実績を勘案し、当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</u></p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第6条関係) 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(雇用期間)</p> <p>第3条 教育職員の雇用期間は、<u>採用日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第6条関係) 省略(現行どおり)</p>	

附 則(22 経教規則第5号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職し、引き続いて施行日に採用される教育職員の雇用期間は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの範囲内で定めるものとする。